

指宿広域市町村圏組合職員の時差出勤制度に関する規程

(平成25年指宿広域市町村圏組合訓令第6号)

改正 平成29年指宿広域市町村圏組合訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、指宿広域市町村圏組合職員の健康管理及び時間外勤務の抑制に資するために行う時差出勤制度（指宿広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年指宿広域市町村圏組合条例第1号）第4条第1項に規定する勤務時間の割振り及び指宿広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成25年指宿広域市町村圏組合規則第4号）第5条に規定する休憩時間（以下これらを「勤務時間等」という。）を変更する制度をいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 管理者は、公務の都合上必要と認める場合は、別表に定める区分により時差出勤制度を適用することができる。

2 前項の場合において、業務遂行上やむを得ないと認める場合は、管理者は、別表に定める勤務時間の割振り及び休憩時間を変更することができる。ただし、勤務時間の開始直後又は終了直前に、休憩時間を置くことはできない。

(対象業務)

第3条 時差出勤制度を適用することができる業務は次のとおりとする。

(1) 早朝又は夜間における指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和51年指宿広域市町村圏組合条例第3号）第2条に定める施設の運転及び管理に係る業務

(2) 早朝又は夜間における関係市の市民等を対象とする説明会、住民交渉等

(3) 前2号に掲げるもののほか、公務上の必要により、時差出勤制度を適用することが適当と認められる業務

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、時差出勤制度は適用しない。

(1) 職員の個人的な理由による場合

(2) 事務に支障を来す場合

(勤務時間等の割振り)

第4条 管理者は、職員に対し時差出勤を命ずる場合には、あらかじめ時差出勤命令簿（別記様式）により当該職員の勤務時間等を変更して割り振るものとする。

2 管理者は、前項の規定による勤務時間等の割振りをした後に時差出勤命令の取消し又は変更が必要となったときは、当該勤務日の前日までに当該時差出勤命令を取り消し、又は変更することができる。

（時差出勤制度を適用する日の取扱い）

第5条 週休日の振替指定、時間外代休時間の指定若しくは休日の代休日の指定があった日又は年次有給休暇の請求があった日については、原則として時差出勤制度を適用しないものとする。

（その他）

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日指宿広域市町村圏組合訓令第2号）

この訓令は、平成29年3月29日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	勤務時間の割り振り	休憩時間
A型	午前5時15分から午後2時まで	正午から1時間
AA型	午前5時15分から午後5時15分まで	正午から1時間及び午前6時15分から午後4時15分までの間の3時間15分（正午から1時間を除く。）
B型	午前6時15分から午後3時まで	正午から1時間
BB型	午前6時15分から午後5時15分まで	正午から1時間及び午前7時15分から午後4時15分までの間の2時間15分（正午から1時間を除く。）
C型	午前7時15分から午後4時まで	正午から1時間
CC型	午前7時15分から午後5時15分まで	正午から1時間及び午前8時15分から午後4時15分までの間の1時間15分（正午から1時間を除く。）
D型	午前10時15分から午後7時まで	正午から1時間
E型	午前11時15分から午後8時まで	正午から1時間
F型	午後0時15分から午後9時まで	午後5時15分から1時間
G型	午後1時15分から午後10時まで	午後5時15分から1時間

別記様式（第4条関係）

時 差 出 勤 命 令 簿

年 月		所属	職名	氏名				
決裁印	日	事 由		変更後の勤務時間		AA型・BB型・CC型 の際の休憩時間	勤務者印	備 考
			型	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分		
			型	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分		
			型	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分		
			型	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分		
			型	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分		
			型	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分		
			型	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分		
			型	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分		
			型	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分		
			型	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分		

備考 AA型・BB型・CC型の際、正午から1時間以外の休憩時間を記入してください。